

【 検 査 】**7 2 7 高脂血症又は脂質異常症等に対するリポ蛋白分画の算定について**

《令和7年11月28日》

《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

- ① 高脂血症又は脂質異常症の分類時における下記の検査の算定については、原則として認められる。
 - (1) D007「15」リポ蛋白分画
 - (2) D007「21」リポ蛋白分画（PAGディスク電気泳動法）
 - (3) D007「33」リポ蛋白分画（HPLC法）
- ② 単なる狭心症又は心筋梗塞に対する以下の検査の算定については、原則として認められない。
 - (1) D007「15」リポ蛋白分画
 - (2) D007「21」リポ蛋白分画（PAGディスク電気泳動法）
 - (3) D007「33」リポ蛋白分画（HPLC法）

○ 取扱いを作成した根拠等

リポ蛋白は、脂質と蛋白の結合したもので、リポ蛋白分画は高脂血症又は脂質異常症の病態把握等の目的に測定され、特にWHO分類等の脂質異常症のタイプ分類時に使用されることから、①高脂血症又は脂質異常症の分類時における上記の(1)から(3)の検査の算定は、原則として認められると判断した。

一方、単なる狭心症又は心筋梗塞に対してリポ蛋白分画を測定する医学的必要性は低い。

以上のことから、②単なる狭心症又は心筋梗塞に対する上記(1)から(3)の検査の算定は、原則として認められないと判断した。